

福祉タクシー利用のしおり

令和 7 年 4 月 版

雲南市福祉タクシー利用料金助成事業の「助成対象者」に認定された方は、このしおりにある「利用の流れ」「ご利用上の注意」などをご確認のうえ、福祉タクシーを利用してください。

【利用の流れ】

1. タクシーを利用する

裏面の「利用券を使用できるタクシー事業者等一覧表」にあるタクシー事業者等で利用券をお使いいただけます。申し込む事業者を決めて利用の予約をしてください。

【注意!】

- ★ 利用券は、福祉タクシーを利用した際の、「タクシーメーター料金」「回送料」に対して使用することができます。「介助料」「機材利用料」は対象外ですので、現金でお支払い下さい。
- ★ 利用券は、乗車料金を超えない額面のものをお使いいただき、差額は現金でお支払い下さい。タクシーメーター料金が2,800円、介助料が500円の場合、総額は3,300円となりますが、利用券はタクシーメーター料金を超えない範囲の5枚（2,500円分）まで使用できます。利用券を5枚使用した場合は、差額300円と介助料500円の合計800円を現金でお支払い下さい。
- ★ 利用券の使用に当たって、不正な行為（乗車料金を超える額面での使用や、「介助料」「機材利用料」に対する利用券の使用、又はそれに伴う事業者への強要等）があった場合には、未使用の利用券、及び、既に利用券により助成を受けた金額を直ちに雲南市へ返還していただきますのでご注意下さい。

利用券を使用できるタクシー事業者等一覧表

事業者名		所在地	車 種	電 話 番 号
(有)ハローサービス		雲南市	・車いす対応車 ・リクライニング車いす対応車	0854-45-3180
福祉タクシーかごや		雲南市	・兼用車	090-1936-5868
福祉タクシーきらり		雲南市	・兼用車	080-7238-6214
福祉タクシーのたけだ		雲南市	・兼用車	090-1013-4165
NPO法人彩		雲南市	・兼用車	0854-47-8005
(有)赤来交通		飯南町	・兼用車	0854-76-2065
日本交通(株)		松江市	・兼用車	0852-21-5127
(株)コスモス		松江市	・車いす対応車	0852-24-1516
せいきょう介護タクシー		松江市	・車いす対応車	0852-20-2021
介護タクシーいろは		松江市	・兼用車	0852-61-8318
出雲一畑交通(株)		出雲市	・車いす対応車 ・兼用車	0853-21-1144
(有)谷本ハイヤー		出雲市	・車いす対応車 ・兼用車 ・ストレッチャー対応車	0853-21-1051
活き活き介助福祉タクシー		出雲市	・車いす対応車	0853-31-7336
(株)チェリーサポート		出雲市	・兼用車	0853-23-3919
ケアタクシーそら		出雲市	・車いす対応車	080-3606-4560
介護・福祉タクシーいるか		出雲市	・兼用車	090-8061-9813
みどり介護タクシー		出雲市	・車いす対応車	080-6347-1482
合同会社たいしゃRe.		出雲市	・兼用車	0853-77-9394
福祉タクシーたなか		出雲市	・車いす対応車	090-5414-6636
福祉タクシーこすもす		出雲市	・車いす対応車	090-2863-3112
出雲福祉タクシー		出雲市	・兼用車	080-7680-0518
福祉有償運送 (※)	NPO法人ほっと大東	雲南市	・車いす対応車 ・兼用車	0854-43-8008
	NPO法人未来の華	雲南市	・車いす対応車	0854-62-1880
	NPO法人彩	雲南市	・車いす対応車	0854-47-8005

★「兼用車」は、車いす・ストレッチャー両方に対応する車両です。

★※の印がある事業者は、通常のタクシーと異なり、福祉有償運送制度に基づく運行です。利用するためには、事前に使用の申請を行い、判定会により利用が可能であると認められる必要があります。また、運行できる区域や料金等がタクシー事業者とは異なります。

【お問い合わせ】 ☎699-1392 雲南市木次町里方521番地1

雲南市役所 健康福祉部 長寿障がい福祉課 電話：0854-40-1042

【ご利用上の注意】

1. 利用券の助成対象となる部分

- 福祉タクシーを利用した際の「タクシーメーター料金」「回送料」に対して利用料金を超えない範囲で利用券が使えます。
- 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの場合は、「障害者割引」で料金が割引になる場合があります。手帳をお持ちの方は、運転手に提示してください。障害者割引がある場合は、割引後の料金に対し、利用券が使えます。
- 福祉有償運送の場合、運送料金に利用券が使えます。

2. タクシー券が利用できない場合

- ① 次の社会福祉施設・介護保険施設に入所中の方は利用券が使用できません

施設の種類	施設例
障害者支援施設	・山楽園 等
養護老人ホーム	・宇寿荘 等
特別養護老人ホーム	・簸の上園、笑寿苑、さくら苑、梅里苑、みとやの郷、えがおの里 等
介護医療院	・宇賀の里つばさ（松江市） 等
老人保健施設	・ケアセンターきすき、平成苑 等

※ただし、短期入所（ショートステイ）の場合は利用できます。

- ② 上記の施設を入退所する際に、施設が送迎を行う場合は利用券が使用できません。
ただし、入退所時に施設の送迎がない場合は利用できます。

3. 利用券を紛失したとき

利用券は再発行いたしません。大切に保管してください。

4. 利用券を利用できる方

利用券は認定を受けたご本人だけが利用できます。譲渡等はできません。

5. 次の場合は、利用券を返還してください。

- ① 市外に転出した場合
- ② 施設に入所するため、福祉タクシーの利用をしなくなる場合
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

タクシーの予約の際は、次の5つを事業者へお伝えください。

① 雲南市民の利用であること

.....

② 利用希望の日時

.....

③ 利用区間（どこからどこまでの利用なのか。往復の希望など）

.....

④ 利用希望の福祉タクシーの種類（車いす車／リクライニングいす車対応車／
車いす・ストレッチャー兼用車／ストレッチャー対応車 等）

.....

⑤ 利用される方の体調、部屋の位置などによって、介助者や車いすが必要な場合は、事業者ごとに対応が異なりますので、事前に相談してください。

.....

